

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

別紙 22

現 行	改 正 後
II 銀行監督上の評価項目	II 銀行監督上の評価項目
II-1 経営管理（ガバナンス）	II-1 経営管理（ガバナンス）
II-1-1 意義	II-1-1 意義
II-1-2 主な着眼点 経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役（会）といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。 また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性にかんがみ、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役には、その資質について極めて高いものが求められる。 経営管理態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。 (新設)	II-1-2 主な着眼点 経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役（会）といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。 また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性にかんがみ、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役には、その資質について極めて高いものが求められる。 経営管理態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。 <u>なお、上場会社は、会社法改正案（平成 25 年 11 月国会提出）において、社外取締役を置いていない場合には、株主総会で社外取締役を置くことが</u>

相当でない理由を説明しなければならないと規定されているほか、金融商品取引所においても、今後、独立性の高い社外取締役を1名以上確保するよう努めなければならないとされており、非上場会社に比べ、より高い経営管理（ガバナンス）が要求されている。さらに、銀行及び銀行持株会社は、銀行業務の公共性に鑑み、当該銀行及び当該銀行持株会社の子銀行の業務の健全かつ適切な運営が求められていることも踏まえ、上場銀行及び上場銀行持株会社については、取締役の選任議案の決定に当たって、少なくとも1名以上の独立性の高い社外取締役が確保されているか検証することとする。

(注) 本監督指針においては、監査役設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、委員会設置会社である銀行の場合には、主要行等向けの総合的な監督指針に準じるほか、実態に即して適宜読み替えて検証等をすることとする。

なお、検証に当たっては、金融審議会金融分科会第二部会報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日）において「中小・地域金融機関についてこれまで経営の健全性が損なわれた事例の一部を見ると、『創業者一族による長期経営』、『経営トップによる過度なワンマン経営』、『特定大口先の融資拡大』等の弊害が明らかになっている」等の指摘がなされていることに留意するものとする。

(注) 本監督指針においては、監査役設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、委員会設置会社である銀行の場合には、主要行等向けの総合的な監督指針に準じるほか、実態に即して適宜読み替えて検証等をすることとする。

検証に当たっては、金融審議会金融分科会第二部会報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日）において「中小・地域金融機関についてこれまで経営の健全性が損なわれた事例の一部を見ると、『創業者一族による長期経営』、『経営トップによる過度なワンマン経営』、『特定大口先の融資拡大』等の弊害が明らかになっている」等の指摘がなされていることに留意するものとする。